

# 資料2-1

## ○令和5年度サワラ広域資源管理の実施状況について

### ○資源管理措置(令和5年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制  
 ※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

# 令和5年度 サワラ瀬戸内海系群の資源評価結果



水産研究・教育機構 水産資源研究所

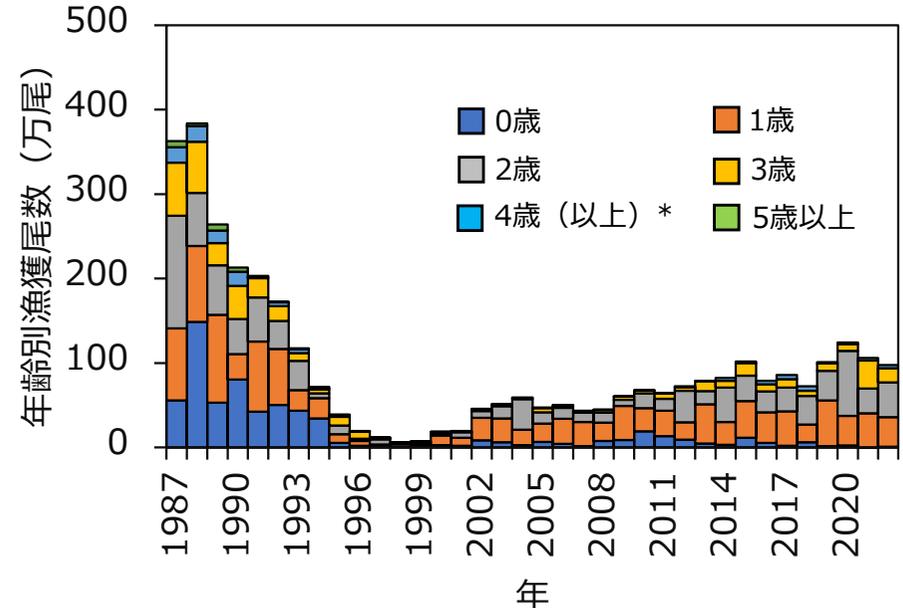
# サワラ（瀬戸内海系群）①

サワラは我が国沿岸および東シナ海、黄海に広く分布し、本系群はこのうち瀬戸内海を中心に分布する群である。



**図1 分布域**

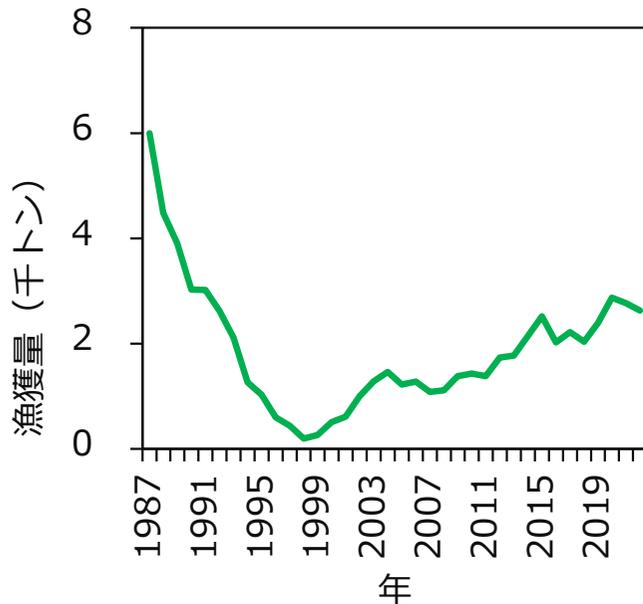
瀬戸内海を中心に分布しており、春季に瀬戸内海中央部へ来遊する1歳魚以上を、秋季に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳魚以上を漁獲する。



**図3 年齢別漁獲尾数の推移**

2000年以降の漁獲物の主体は1、2歳であるが、2013年以降は3歳が全体に占める割合がやや高くなった。0歳魚の漁獲尾数は1994年までは30万尾を超えていたが、その後は低い水準で推移している。

\*1987～1997年は「4歳」と「5歳以上」を区別し、1998年以降はこれらをまとめて「4歳以上」として資源評価している（図4も同じ）。



**図2 漁獲量の推移**

漁獲量は1987年の6.0千トンから急減して1998年には199トンの最低値となった。その後は増加傾向を示し、2022年は2.6千トンで前年（2.8千トン）と同程度であった。

# サワラ (瀬戸内海系群) ②

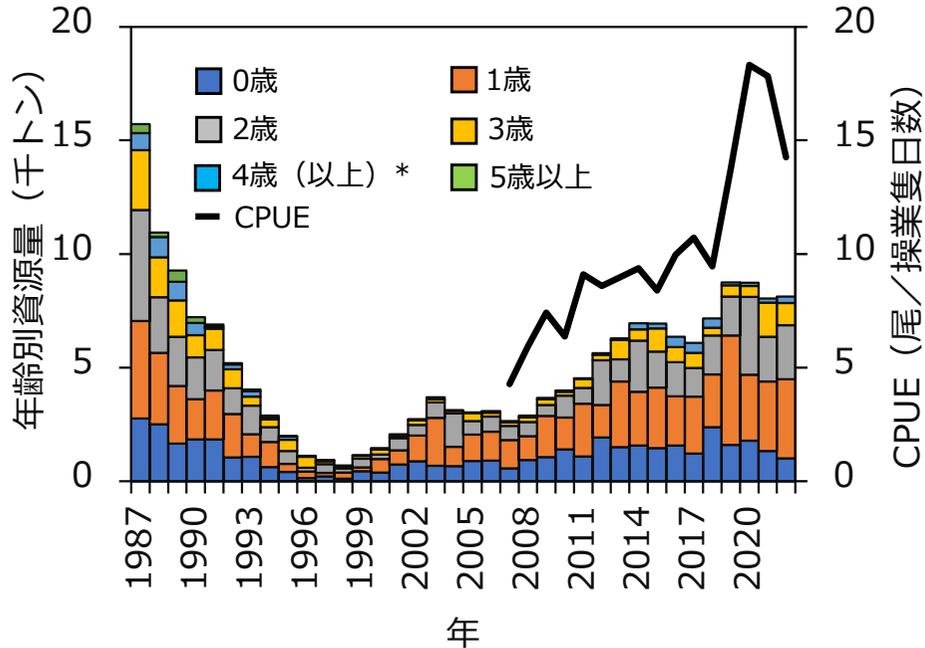


図4 年齢別資源量とCPUEの推移

資源量は1987年の15.7千トンから急激に減少し、1998年には最低値の0.7千トンとなったが、その後は増加傾向に転じた。2022年の資源量は8.1千トンで前年（8.0千トン）と同程度と推定された。2007年以降のCPUE（流し網CPUE、ひき縄・はえ縄CPUEの加重平均値、尾/操業隻日数）は増加傾向を示しており、2019年と2020年に急増した。2022年のCPUEは前年の値より減少した。

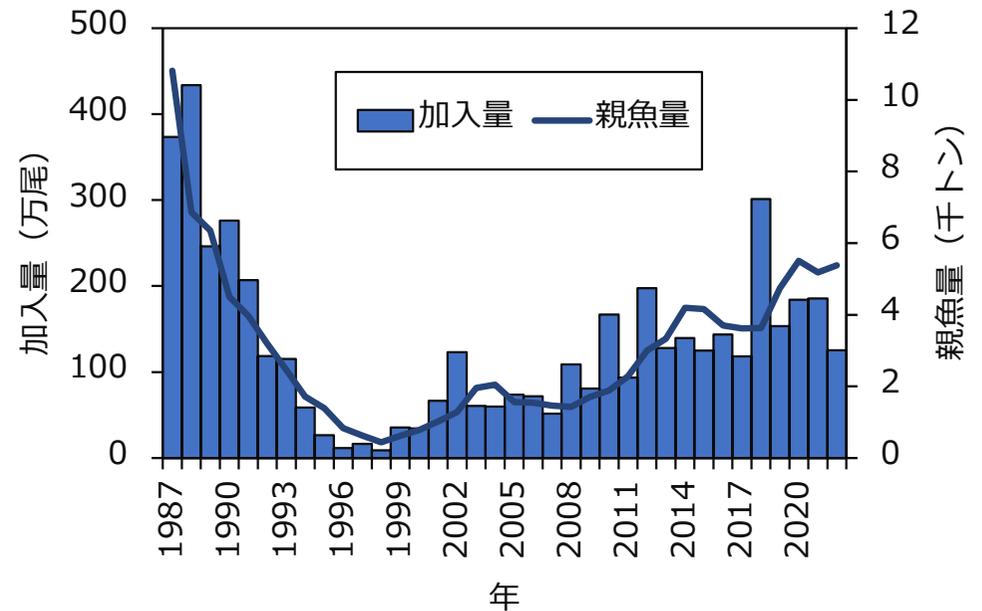


図5 加入量と親魚量の推移

加入量（0歳魚の資源尾数）は、1988年の434万尾から1998年の9万尾まで減少したが、1999年以降は増加傾向で推移し、2018年の加入量は特に多く301万尾であった。2022年の加入量は125万尾と推定された。親魚量は1987年の10.8千トンから1998年の0.4千トンまで減少したが、1999年以降は増加傾向を示し、2022年は5.4千トンで前年（5.2千トン）と同程度と推定された。

# サワラ (瀬戸内海系群) ③

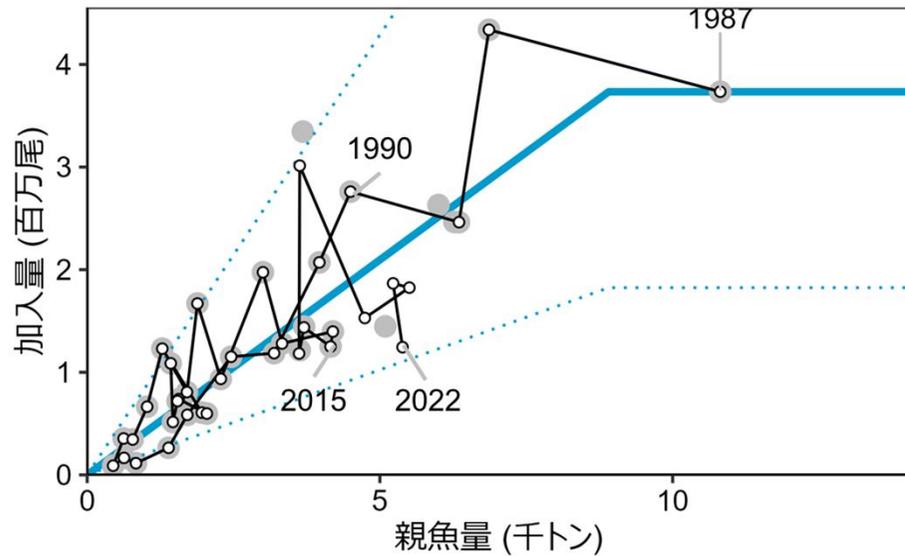


図6 再生産関係

1987～2020年の親魚量と加入量に対し、ホッケー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係式を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

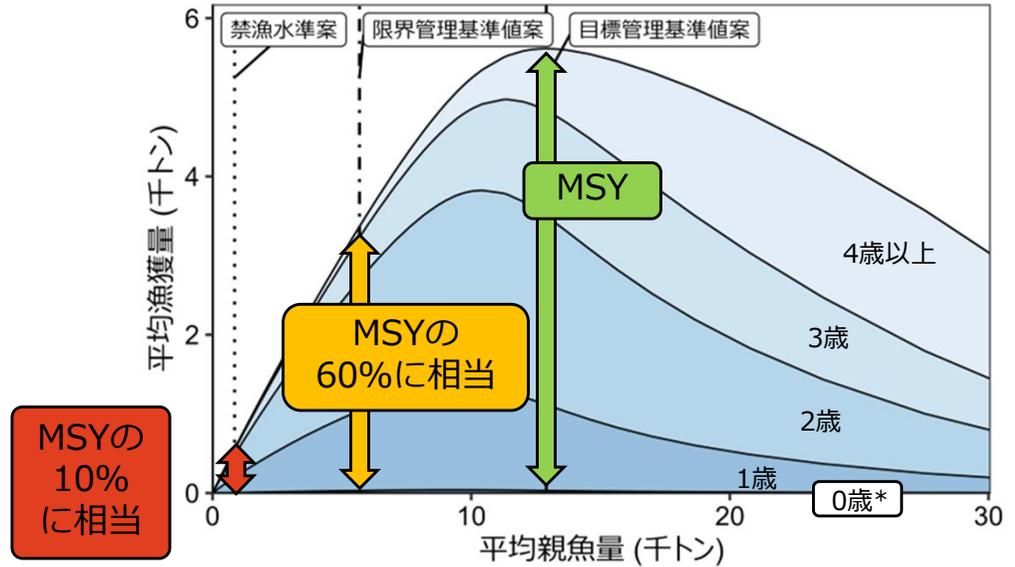


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は12.9千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

\*近年、0歳魚は主な漁獲対象となっていないため、0歳魚の平均漁獲量も非常に少ないものとなる。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2022年の親魚量	MSY	2022年の漁獲量
12.9千トン	5.7千トン	0.9千トン	5.4千トン	5.6千トン	2.6千トン

# サワラ (瀬戸内海系群) ④

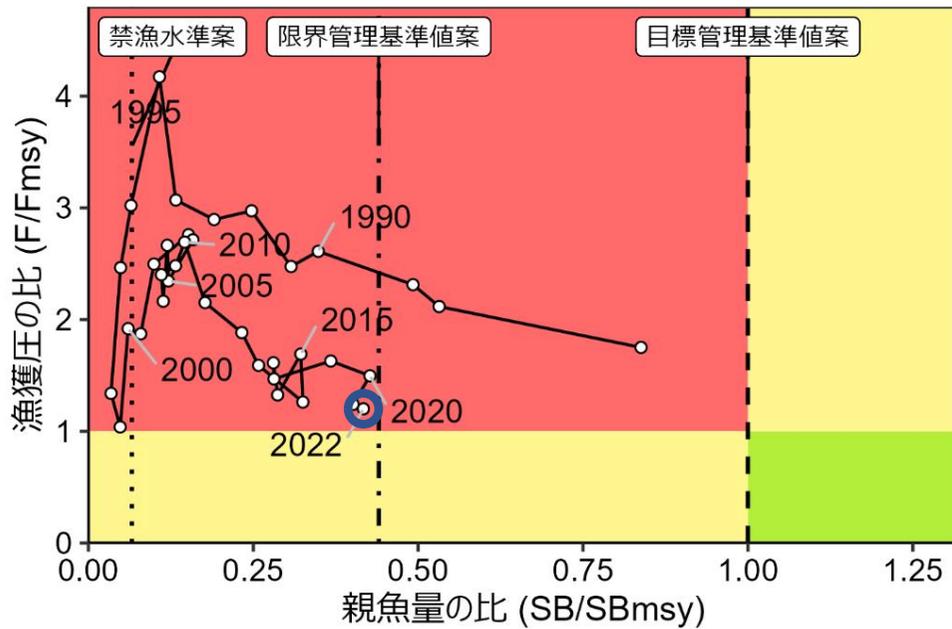


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、2011年以降減少傾向にあるが、1987~2022年において最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を上回っている。親魚量 (SB) は1987~2022年において最大持続生産量を実現する親魚量 (SBmsy) を下回っている。

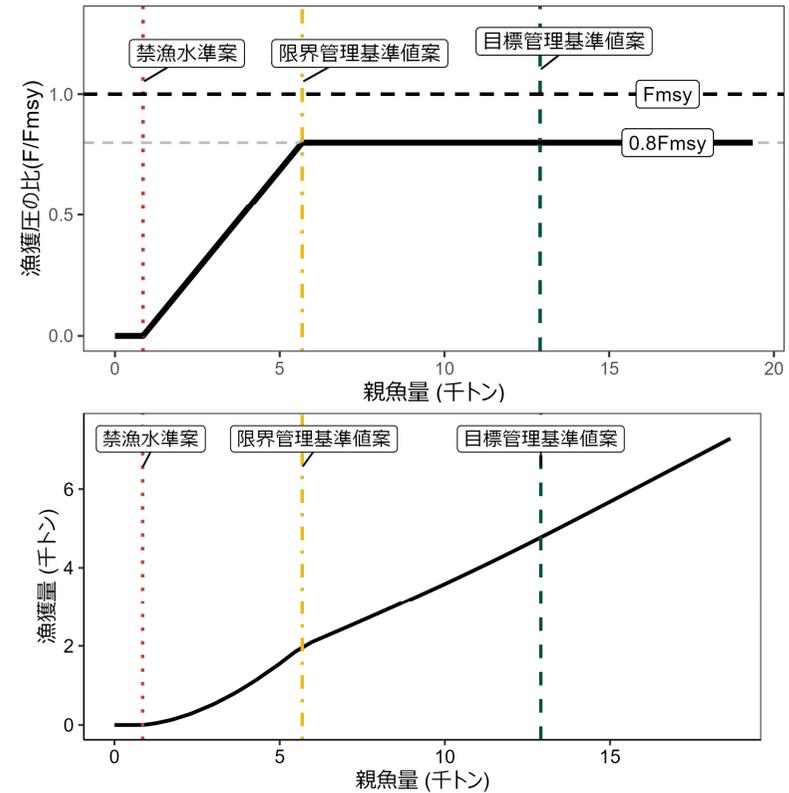
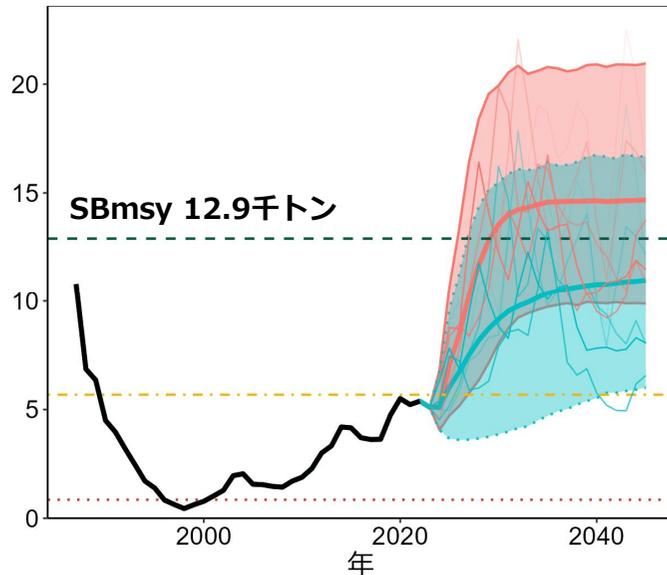


図9 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

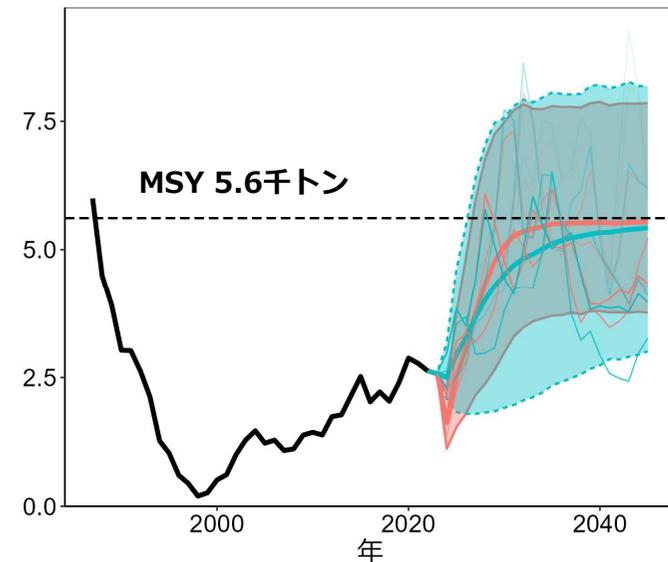
Fmsyに乗じる調整係数である $\beta$ を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

# サワラ (瀬戸内海系群) ⑤

## 将来の親魚量 (千トン)



## 将来の漁獲量 (千トン)



**図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)**

$\beta$ を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は増加した後に目標管理基準値案を上回る水準で推移し、漁獲量の平均値は増加した後にMSYと同程度の水準で推移する。

- 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ( $\beta=0.8$ の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (5千回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値案
- . - . - . 限界管理基準値案
- ..... 禁漁水準案

# サワラ（瀬戸内海系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

2034年に親魚量が目標管理基準値案（12.9千トン）を上回る確率

$\beta$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
1.0	5.4	5.1	5.1	6.7	7.7	9.1	10.1	11.0	11.6	12.0	12.3	12.4	12.6	42%
0.9	5.4	5.1	5.1	6.9	8.1	9.6	10.9	11.8	12.5	13.0	13.2	13.3	13.5	53%
0.8	5.4	5.1	5.1	7.0	8.5	10.2	11.7	12.8	13.5	14.0	14.2	14.3	14.5	65%
0.7	5.4	5.1	5.1	7.2	8.9	10.9	12.6	13.9	14.7	15.2	15.4	15.5	15.6	78%
現状の漁獲圧	5.4	5.1	5.1	6.0	6.7	7.5	8.2	8.7	9.2	9.5	9.7	9.9	10.1	23%

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

$\beta$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0	2.6	2.6	1.9	2.8	3.3	3.8	4.3	4.7	5.0	5.2	5.3	5.4	5.5
0.9	2.6	2.6	1.8	2.7	3.2	3.8	4.3	4.8	5.1	5.3	5.4	5.4	5.5
0.8	2.6	2.6	1.6	2.5	3.1	3.7	4.3	4.8	5.1	5.3	5.4	5.4	5.4
0.7	2.6	2.6	1.5	2.3	2.9	3.6	4.3	4.7	5.0	5.2	5.3	5.3	5.4
現状の漁獲圧	2.6	2.6	2.5	2.9	3.3	3.7	4.0	4.3	4.5	4.7	4.8	4.9	5.0

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 $\beta$ を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧\*（2022年の値： $\beta=1.24$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2023年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2024年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。  
 $\beta=0.8$ とした場合、2024年の平均漁獲量は1.6千トン、2034年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は65%と予測される。

\*2022年の平均漁獲圧と2008～2022年の平均体重に基づいて推定された漁獲圧。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

# サワラ（瀬戸内海系群）⑦

前年漁獲量からの変化を緩和する代替漁獲管理規則（上限下限ルール）案のパフォーマンスを評価した結果を示す。漁獲量の変動幅を前年比±10%以内（S10%）、±20%以内（S20%）、±30%以内（S30%）とした計3通りの漁獲管理規則案を検討し、管理開始当初（2024年）・管理中盤（2025～2029年）・管理終盤（2030～2034年）における平均漁獲量、管理開始5年後（2029年）および10年後（2034年）の平均親魚量、管理目標案の達成確率や親魚量が望ましくない状態に陥るリスクについて基本的漁獲管理規則案（ベースケース、 $\beta=0.8$ ）と比較した。

表3. 上限下限ルール案のパフォーマンス評価

漁獲管理規則案	$\beta$	予測平均漁獲量 (千トン)			予測平均親魚量 (千トン)		管理目標	リスク (10年間に1度でも起きる確率)		
		管理 当初	管理 中盤	管理 終盤	5年後	10年後	10年後に目標 管理基準値案を 上回る確率	親魚量が限界 管理基準値案 を下回る	親魚量が禁 漁水準案を 下回る	漁獲量が半 減する
ベースケース	0.8	1.6	3.4	5.2	12.8	14.5	65%	27%	0%	0%
S10%	1.0	2.4	2.6	3.8	13.3	18.6	80%	50%	3%	3%
	0.9	2.3	2.5	3.7	13.8	19.5	84%	49%	3%	3%
	0.8	2.3	2.5	3.5	14.3	20.3	87%	48%	3%	3%
S20%	1.0	2.2	3.0	5.0	12.8	14.1	54%	45%	0%	0%
	0.9	2.1	2.8	5.0	13.6	15.1	63%	43%	0%	0%
	0.8	2.1	2.7	4.9	14.4	16.1	73%	42%	0%	0%
S30%	1.0	2.0	3.3	5.2	11.9	12.9	44%	41%	0%	0%
	0.9	2.0	3.2	5.2	12.8	13.8	55%	38%	0%	0%
	0.8	1.9	3.0	5.2	13.8	14.8	67%	36%	0%	0%

漁獲量を安定化させる上限下限ルール案を適用した場合の方が、ベースケースに比べて、管理当初の漁獲量は多くなるが、リスクは高くなる。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

# サワラ（瀬戸内海系群）⑧

上限下限ルール案を適用した場合の平均漁獲量の推移を示す。比較のため、ベースケース（ $\beta=0.8$ ）における平均漁獲量の推移も示す。

表4. 上限下限ルール案を適用した場合の将来の平均漁獲量（千トン）

漁獲管理規則案	$\beta$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
ベースケース	0.8	2.6	2.6	1.6	2.5	3.1	3.7	4.3	4.8	5.1	5.3	5.4	5.4	5.4
S10%	1.0	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.7	2.9	3.1	3.4	3.7	4.1	4.5	4.8
	0.9	2.6	2.6	2.3	2.3	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	4.0	4.3	4.7
	0.8	2.6	2.6	2.3	2.3	2.4	2.5	2.7	2.9	3.2	3.5	3.9	4.2	4.6
S20%	1.0	2.6	2.6	2.2	2.4	2.7	3.1	3.6	4.2	4.7	5.2	5.4	5.6	5.7
	0.9	2.6	2.6	2.1	2.3	2.6	3.0	3.5	4.1	4.7	5.1	5.4	5.6	5.7
	0.8	2.6	2.6	2.1	2.1	2.5	2.9	3.4	3.9	4.5	5.1	5.4	5.6	5.6
S30%	1.0	2.6	2.6	2.0	2.5	3.0	3.5	4.2	4.7	5.1	5.3	5.4	5.5	5.5
	0.9	2.6	2.6	2.0	2.3	2.8	3.4	4.1	4.7	5.1	5.4	5.5	5.5	5.5
	0.8	2.6	2.6	1.9	2.2	2.7	3.3	4.0	4.6	5.1	5.4	5.5	5.5	5.5

漁獲量を安定化させる上限下限ルール案を適用した場合の方が、ベースケースに比べて、2024年の平均漁獲量は多くなる。しかし、2025～2029年の平均漁獲量は少なくなる。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

# サワラ（瀬戸内海系群）⑨

上限下限ルール案を適用した場合の平均親魚量の推移を示す。比較のため、ベースケース（ $\beta=0.8$ ）における平均親魚量の推移も示す。

表5. 上限下限ルール案を適用した場合の将来の平均親魚量（千トン）

漁獲管理規則案	$\beta$	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
ベースケース	0.8	5.4	5.1	5.1	7.0	8.5	10.2	11.7	12.8	13.5	14.0	14.2	14.3	14.5
S10%	1.0	5.4	5.1	5.1	6.2	7.5	9.3	11.3	13.3	15.2	16.7	17.8	18.4	18.6
	0.9	5.4	5.1	5.1	6.2	7.6	9.5	11.7	13.8	15.7	17.4	18.5	19.2	19.5
	0.8	5.4	5.1	5.1	6.2	7.7	9.7	12.0	14.2	16.3	18.0	19.2	20.0	20.3
S20%	1.0	5.4	5.1	5.1	6.4	7.8	9.6	11.3	12.8	13.9	14.4	14.5	14.3	14.1
	0.9	5.4	5.1	5.1	6.5	8.0	10.0	11.9	13.6	14.8	15.4	15.5	15.3	15.1
	0.8	5.4	5.1	5.1	6.5	8.2	10.3	12.5	14.4	15.8	16.5	16.6	16.4	16.1
S30%	1.0	5.4	5.1	5.1	6.6	7.9	9.5	10.9	11.9	12.5	12.8	12.9	12.9	12.9
	0.9	5.4	5.1	5.1	6.6	8.2	10.0	11.7	12.8	13.5	13.8	13.8	13.8	13.8
	0.8	5.4	5.1	5.1	6.7	8.5	10.5	12.4	13.8	14.5	14.9	14.9	14.8	14.8

漁獲量を安定化させる上限下限ルール案を適用した場合の方が、管理開始翌年（2025年）の平均親魚量はベースケースよりも少なくなる。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

令和6年2月9日  
さわら検討会議

## 今後のサワラ資源管理の検討方向について

今後のサワラ資源管理について検討を進めるにあたり、資源管理措置等については、以下のとおりとする。

### 1. 資源管理の目標について

令和5年度の資源評価により示された目標管理基準値(最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量)の2034(令和16)年での実現に向けた漁獲管理規則案の議論を踏まえて検討する。

### 2. 今後の資源管理措置の検討方向について

2024(令和6)年度の資源管理措置は現行のとおりとする。

2025(令和7)年度以降の資源管理措置については、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の議論や最新の資源評価を踏まえ、必要な検討を進める。

## 令和6年度 さわら広域資源管理の取組

## 1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁(6/5～7/11)→休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日、土曜日に加え、輪番により4日 間(5月11日、18日、25日、6月1日) の休漁 操業時間の1時間短縮
	さわら船曳網	火曜日、土曜日に加え、輪番により4日 間(5月4日、5日、8日、6月26日)の 休漁 操業時間の1時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間46トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁(9/1～9/30)→休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁(5/16～6/15)→休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁(5/1～5/31)→休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁(5/1～5/31)→休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1以降の許可を秋漁とする。

## 2. その他資源管理への取組

上記1の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○資源管理措置(令和6年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制  
 ※ さわら流し網の網目 10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

## さわら広域資源管理に係る委員会指示（案）について

### 1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第44号の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和6年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

### 2. 委員会指示第46号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週2日の定期休漁と輪番による4日間（5月に3日間、6月以降に1日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和六年三月六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から大府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>

安芸灘	燧灘	備讃瀬戸	播磨灘	
次に掲げる海域一及び二を合わせた海域	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p>	<p>境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>

伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>

- 2 網目の制限  
 さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

- 3 区域の操業制限  
 次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止 さわらを目的とした操業の禁止

周防灘	伊予灘	安芸灘		燧灘	
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで		九月一日から九月三十日まで	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)
さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止		さわらを目的とした操業の禁止	
			さざりし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする		

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

令和 6 年 2 月 21 日  
瀬戸内海漁業調整事務所

## さわら検討会議の開催要領について（令和6年度以降）

サワラ瀬戸内海系群（以下「サワラ資源」という。）の資源管理の取組については、2002年に策定された「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、漁業者による漁獲努力量の削減等の取組を実施しており、2012年以降は、各府県が策定する「資源管理指針」等の下で各種の取組が継続されてきた。また、「さわら検討会議」は2012年度に設置され、資源状況の把握及び資源管理の取組内容の検討を行う等、関係11府県間で連携・協調した取組を行ってきた。

これらの取組の結果、1998年に688トンまで減少したサワラ資源の推定資源量は、2022年の最新の資源評価においては8,000トン程度まで回復してきている。

更に、現在、新たな資源管理の一環として、TAC対象魚種の拡大や、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指すとされていることを踏まえ、以下のとおり、さわら検討会議の開催要領を改正し、これまで「さわら検討会議」の下で構築されてきた関係府県間の協力体制を更に発展させ、関係府県・機関が一体となった協議・検討を推進することとしたい。

### 1. 趣旨

改正漁業法に基づく資源管理方針・協定制度的下、サワラ資源の適切な管理を推進して行くためには、関係府県内において漁業者間で締結された資源管理協定（以下「協定」という。）に基づく資源管理を確実に実施する必要がある。

そのためには、さわら検討会議等において、科学的な資源評価結果等に基づき、サワラ資源管理措置に関する検討・協議を行い関係府県間で認識を共有した上で、各府県内において資源管理措置を実行し得る協定の策定等を行うことが肝要となる。

また、今後、サワラ資源に対してTAC管理に関することを検討する際には、これまでの資源管理措置を十分に考慮しつつ、効率的かつ効果的なサワラの資源管理が講じられるように取組むことも重要である。

なお、種苗放流については、2020年度にサワラの種苗生産・中間育成・放流技術のマニュアルを作成しており、今後のサワラ資源の状況及び関係府県の関心を十分に踏まえた上で、今後の対応を検討する必要がある。

以上を踏まえ、サワラ資源の適切な管理を実施するために、引き続き科学的根拠に基づいた資源管理を推進していくことが重要であり、今後も「さわら検討会議」において協議・検討するものとする。

### 2. 会議の協議・検討の内容

本検討会は、主に次の事項について協議・検討する。

- ・科学的根拠に基づく資源管理措置（TAC管理を含む）に関する事項。
- ・資源管理措置におけるサワラ遊漁の取扱いに関する事項。
- ・資源管理の実施状況、資源量、漁獲量等の情報・データ（遊漁を含む）の把握及び共有に関する事項。
- ・サワラ資源が大幅に減少した場合等の種苗放流の在り方に関する事項。
- ・その他会議の趣旨を達成するために必要な事項。

### 3. 会議の構成員

本検討会議は、次の機関・団体・協議会等を構成員とする。また、本検討会議は、協議・検討の内容に関連する他の機関等をオブザーバーとして出席を求め、その意見及び説明を求めることができる。

#### 【参加機関・団体・協議会等】

- ・瀬戸内海サワラ関係府県
- ・サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会
- ・瀬戸内海の海面利用関係機関・団体・協議会（海面利用協議会\*、広域海面利用協議会\*\*及び改正遊漁船業法第28条に基づく協議会\*\*\*等）
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会）

#### 【アドバイザー】

- ・水産研究・教育機構 水産資源研究所

#### 【オブザーバー】

- ・（例示）遊漁・釣りの全国団体又は地区支部等

#### 【事務局】

- ・水産庁・瀬戸内海漁業調整事務所

\* : 「海面利用協議会等の設置について」（平成6年7月11日付け6水振第1583号）に基づき設置される海面利用協議会

\*\* : 「広域海面利用協議会の設置について」（平成11年6月28日付け11水管第1714号）に基づき設置される広域海面利用協議会

\*\*\* : 遊漁船業の適正化に関する法律第28条に基づき設置される協議会。

### 4. 資源管理措置の協議・検討

さわら検討会議では、科学的根拠に基づきサワラの資源管理措置に関する事項の協議・検討を行う。また、その資源管理措置の適正な実施を確保するために、その協議・検討結果等について、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会、瀬戸内海の海面利用関係団体・機関・協議会及びその他の関係機関等に対して報告するとともに、必要に応じて、協調した取組みを行う等の協力を要請する。

### 5. 瀬戸内海広域漁業調整委員会等との連携

さわら検討会議における協議・検討状況及び瀬戸内海広域漁業調整委員会等における審議状況等については、必要に応じて、適宜、相互に情報提供する等の連携を取りつつサワラ資源の適切な管理を推進する。

# さわら検討会議 [令和6年度以降]

## さわら検討会議の役割

サワラ資源(瀬戸内海系群)の適切かつ効率的な管理を行っていくためには、科学的根拠(資源評価結果等)に基づき、これまで行ってきた広域資源管理措置を推進していくことが重要であることから、これらを一体的に協議・検討する。

## 協議・検討の内容

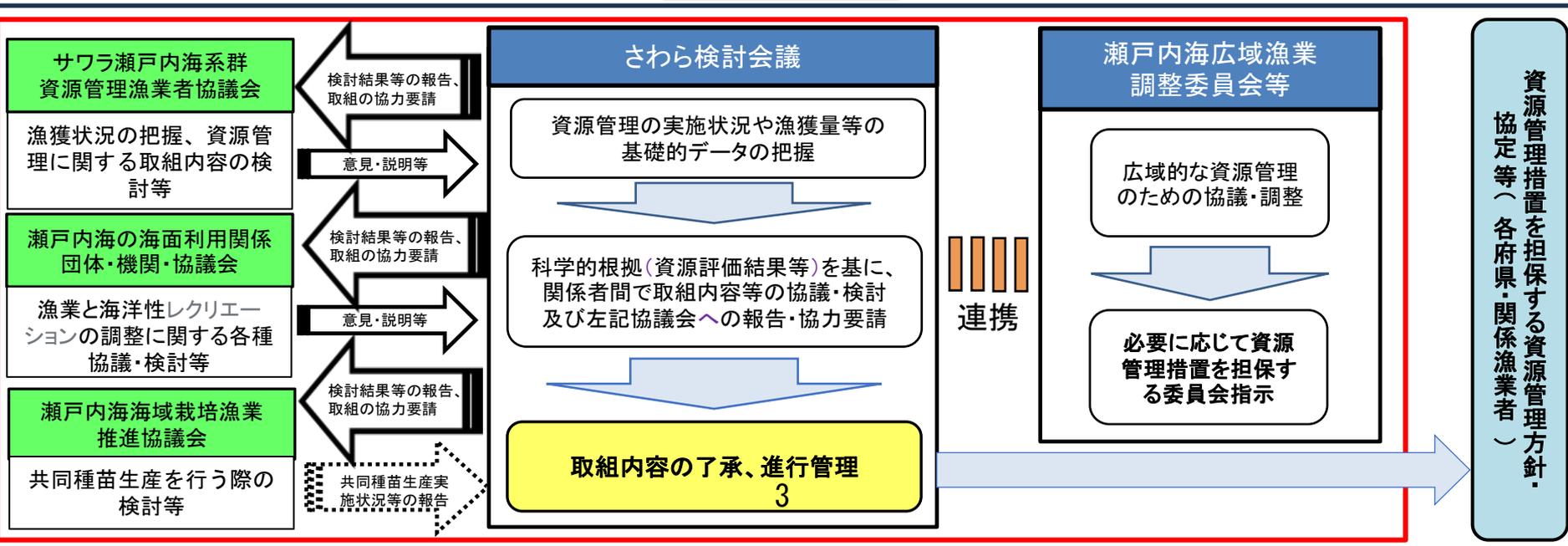
- ・科学的根拠に基づく資源管理(TAC管理を含む)に関する事項。
- ・資源管理措置におけるサワラに関する遊漁の取扱いに関する事項。
- ・資源管理の実施状況、資源量、漁獲量等の情報・データ(遊漁含む)の把握及び共有に関する事項。
- ・資源が大幅に減少した場合等の種苗放流の在り方に関する事項。
- ・その他会議の趣旨を達成するために必要な事項。

## 会議の構成員

- ・瀬戸内海サワラ関係府県
- ・サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会
- ・瀬戸内海の海面利用関係団体・機関・協議会
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会((公社)全豊協)
- ・【アドバイザー】水産研究・教育機構 水産資源研究所
- ・【事務局】水産庁・瀬戸内海漁業調整事務所

## 全体スキーム図

### 資源管理措置・漁獲管理の実施



令和 6 年 2 月 9 日  
瀬戸内海漁業調整事務所

## さわら漁獲月報について

1. 現在実施しているさわら漁獲報告（月報）は、資源回復計画の実施を契機に、適切な資源管理措置、漁獲努力量削減措置の検討等に必要な資料として各府県の協力の下行われてきた。
2. 本報告は平成 14 年度の資源回復計画導入以降、22 年という長期にわたり統一的な漁獲データが集計され、これらのデータは一部資源評価にも活用されるなど非常に重要なものとなっている。
3. 資源管理方針・協定制度の下においても、広域回遊資源について、都道府県間の整合性を保ちつつ管理を行っていく必要があり、サワラ資源については、これまでに構築された協力体制にかんがみ、令和 6 年度以降も関係 11 府県が協調した検討体制を維持していくことが令和 5 年度第 1 回さわら検討会議において確認されている。
4. このため、今後もサワラ資源の適切な管理を行っていくためには、引き続き基礎的なデータ収集は重要であり、今後とも本報告の継続についてご協力願いたい。

## さわら漁獲月報実施要領

今後ともサワラ資源の適切な管理を行っていくためには、漁獲状況等の把握は重要であることから、下記の要領に基づき報告を行うものとする。

### 1. 報告対象漁業種類

さわら流し網漁業、はなつぎ網漁業、さごし巾着網漁業、ひき縄等漁業、さわら船曳網漁業及びさごし・めじか流し網漁業とする。

### 2. 報告対象期間

報告の対象となる期間は、許可漁業については当該許可期間、自由漁業については周年とする。ただし、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示において定める休漁期間は除く。

### 3. 報告方法

さわら漁獲報告書（別紙様式）により、1ヶ月の漁獲量等を漁業種類及び操業海域ごとに取りまとめ、翌月末日までに瀬戸内海漁業調整事務所資源課担当者あてメールで提出する。

## 令和 年サワラ漁獲報告書( 月分)

府県名 

○ ○ 灘								
漁業種類	操業状況		漁獲量(重量:kg)			漁獲量(尾数)		
	実操業隻数	延べ操業日数	2kg以上	2kg未満	計	2kg以上	2kg未満	計
計	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0

△ △ 湾								
漁業種類	操業状況		漁獲量(重量:kg)			漁獲量(尾数)		
	実操業隻数	延べ操業日数	2kg以上	2kg未満	計	2kg以上	2kg未満	計
					0.0			0
計	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0

□ □ 海域								
漁業種類	操業状況		漁獲量(重量:kg)			漁獲量(尾数)		
	実操業隻数	延べ操業日数	2kg以上	2kg未満	計	2kg以上	2kg未満	計
計	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0

計								
漁業種類	操業状況		漁獲量(重量:kg)			漁獲量(尾数)		
	実操業隻数	延べ操業日数	2kg以上	2kg未満	計	2kg以上	2kg未満	計
計	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0

注1)「実操業隻数」とは、当該月に操業を行った漁船の実数をいう。

注2)「延べ操業日数」とは、操業を行った漁船の当該月における操業日数の合計をいう。